

協議第 4 5 号

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について

社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について提出する。

平成 1 6 年 7 月 9 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 1 4	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱い（その 1）について
<p><生涯学習> 成人学級は、現行のまま引き継ぐ。ただし、合併後 3 年を目途に調整する。 高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は 2 会場とする。 公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。 生涯学習広報誌は、平成 1 8 年度に統一する。</p> <p><人権啓発・人権教育推進事業> 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。「人権を考えるフェスティバル」「人権講演会」及び広報誌は、統一する。 同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統合する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。 地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。 文化会館活動、「ささゆり学級」「ひまわり学級」は、現行のまま引き継ぐ。 奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。</p> <p><国際交流> ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。 交流事業は、合併後 3 年を目途に調整する。 国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合する。</p> <p><文化> 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。 文化祭は、統合する。ただし、会場は 2 会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。 文化財は、現行のまま引き継ぐ。文化財審議委員会は、統合する。</p> <p><成人式> 成人式は、統一する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続審議